

大阪市告示第893号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年7月6日（月）	午後4時40分から 午後8時まで
	令和8年7月13日（月）	
	令和8年7月27日（月）	
大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場	令和8年7月6日（月）	午前6時15分から 翌日午前2時まで
	令和8年7月13日（月）	
	令和8年7月21日（火）	
	令和8年7月27日（月）	

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 浪速屋内プール 水泳場	令和8年7月4日（土）から 同月5日（日）まで	午前8時30分から 午後9時まで
	令和8年7月11日（土）から 同月12日（日）まで	
	令和8年7月18日（土）から 同月19日（日）まで	
	令和8年7月25日（土）から 同月26日（日）まで	

<p>大阪市立 浪速屋内プール アイススケート場</p>	<p>令和8年7月1日（水）から 同月2日（木）まで</p>	<p>午前6時15分から 翌日午前2時まで</p>
	<p>令和8年7月3日（金）</p>	<p>午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで</p>
	<p>令和8年7月4日（土）</p>	<p>午前6時15分から 翌日午前0時45分 まで</p>
	<p>令和8年7月5日（日）</p>	<p>午前6時15分から 午後11時45分まで</p>
	<p>令和8年7月7日（火）から 同月8日（水）まで</p>	<p>午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで</p>
	<p>令和8年7月9日（木）から 同月10日（金）まで</p>	<p>午前6時15分から 翌日午前2時まで</p>
	<p>令和8年7月11日（土）から 同月12日（日）まで</p>	<p>午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで</p>
	<p>令和8年7月14日（火）</p>	<p>午前6時15分から 翌日午前0時15分 まで</p>
	<p>令和8年7月15日（水）から 同月16日（木）まで</p>	<p>午前6時15分から 翌日午前2時まで</p>

令和 8 年 7 月 17 日 (金) から 同月 19 日 (日) まで	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
令和 8 年 7 月 20 日 (月)	午前 6 時 30 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
令和 8 年 7 月 22 日 (水)	午前 6 時 30 分から 午後 11 時 45 分まで
令和 8 年 7 月 23 日 (木)	午前 6 時 30 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
令和 8 年 7 月 24 日 (金)	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 2 時まで
令和 8 年 7 月 25 日 (土) から 同月 26 日 (日) まで	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 0 時 15 分 まで
令和 8 年 7 月 28 日 (火) から 同月 30 日 (木) まで	
令和 8 年 7 月 31 日 (金)	午前 6 時 15 分から 翌日 午前 2 時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)